

教員免許更新制の概要

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、**平成21年4月1日から**教員免許更新制が導入されることになりました。

1. 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に**最新の知識技能を身に付ける**ことで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

※不適格教員の排除を目的としたものではありません

2. 基本的な制度設計について

文部科学省令で定める修了確認期限前の2年間に、**大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講・修了**した後、免許管理者に申請して修了確認を受けることが必要です。

修了確認期限の延期が可能な理由に該当する場合や、講習の免除対象者に該当する場合には、申請などそのために必要な手続きを行います。

平成21年3月31日までに教員免許状を授与された現職教員の修了確認期限

(表1) 教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する現職教員（栄養教諭を除く） →年齢別

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新受講期間
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 ①昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～ 平成23年1月31日
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 ②昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～ 平成24年1月31日
～	～	～
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 ⑩昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日 ～ 平成32年1月31日

(表2) 栄養教諭免許状を所持する現職教員 (栄養教諭) →授与年月日別

免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新受講期間
①平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～ 平成28年1月31日
②平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～ 平成29年1月31日
③平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～ 平成30年1月31日
④平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～ 平成31年1月31日

※栄養教諭免許状とそれ以外の旧免許状を持っている場合は、(表2)の整理に従った修了確認期限及び受講期間となります。

3. 更新講習の受講対象者について

- (1) **現職教員** (臨時任用又は非常勤教員を含む。 指導改善研修中の者を除く。)
- (2) **教員採用内定者**
- (3) 教育委員会や学校法人などが作成した**臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者**
- (4) **過去に教員として勤務した経験のある者** など

4. 免除対象者について

免許状更新講習を受講せずに免許管理者に申請を行うことによって免許状を更新できる者(免除対象者)は以下の通りです。

- (1) **優秀教員表彰者**
- (2) **教員を指導する立場にある者**
 - ・ 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭または指導教諭
 - ・ 教育長または指導主事、社会教育主事 など

※ただし、知識技能が不十分とされる者は不可

5. 免許状更新講習について

(1) 免許状更新講習を開設できる者

免許状更新講習を開設することのできる者は以下の通りです。

- ① **大学**
- ② 指定教員養成機関
(専修学校などで文部科学大臣の指定を受けているもの)
- ③ 都道府県・政令指定都市等教育委員会 など

(2) 免許状更新講習の実施形態

講習の開設は、**長期休業期間中や土日での開講を基本**とするとともに、**通信・インターネットや放送による形態なども認める**ことにより、受講しやすい環境の整備が進められています。

(3) 免許状更新講習の内容

受講者は、本人の専門教科や課題意識に応じ、教職課程を持つ大学等が開設する講習の中から以下を選択します。

- ① **教育の最新事情に関する事項(必修領域:12時間)**
- ② **教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(選択領域:18時間)**

更新講習修了確認までの流れ

免許状を更新するためには
次の2つの手続が必要です。

1. 修了確認期限までに大学などで更新講習を受講し、修了する
2. 教育委員会で修了確認を受ける

※H24. 3.31が修了確認
期限の方の場合

H22. 2. 1

受講期間(2年)

修了確認申請締切
H24. 1.31

修了確認期限
H24.3.31

①修了確認期限の確認

②受講する講習の申込

③受講・修了

④更新講習
修了確認

教育委員会にお
ける更新事務作
業期間(2ヶ月)

自分の生年月日をもとに
修了確認期限がいつなのか
を確認してください。
受講期間は期限直前の
2年間です。

大学などが開設する講習を
選び、申込を行います。
講習内容は文部科学省や各
大学のHPなどで情報提供を
行います。



30時間の講習を修了！
次は修了確認申請を
行います。

更新完了！
次の10年間免許状は
有効です。

(注)次の修了確認期限は先の修了確認期
限の満了から10年後の年度末です。

文部科学省令

昭和41年4月30日生まれ

→平成24年3月31日

※上記はあくまでイメージです

最初の修了確認期限は
平成24年3月31日か。

a.受講申込

c.受講

履修証明書

b.受講
受入決定

d.修了認定

e.修了確認申請

履修証明書

修了確認証明書

f.修了確認



大学(講習開設者)



勤務する学校の所在する
都道府県の教育委員会
(免許管理者)

「教育の最新事情に関する事項」を12時間以上、
 「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を18時間以上、
 それぞれ受講していただくことになります。

事例



小学校に勤務する昭和41年4月30日生まれの方
 (平成24年3月31日に満45歳を迎える)

小学校ではいろいろな教科を教えないといけないので、「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」ではなるべくいろいろな教科についての講習を受けたいですね

＜教育の最新事情に関する事項＞

A大学に受講の申込をして、8月第2週の月・水に「教育状況の変化への対応策」を受講することになりました。

＜教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項＞

いろいろな科目の講座を受けたいので、8月第1週の金曜日にA大学で「小学校算数の研究」を、12月第1週の日曜日にB大学で「小学校での英語教育講座」を、通信制大学で全教諭共通の「カウンセリング」(6時間)を、それぞれ受講することになりました。



A大学

領域	講座名	時間数	開設日
教育の最新事情に関する事項	教育状況の変化への対応策	6時間×2日 (セットで開講)	6月第1～4週の 土・日
			8月第1～4週の 月・水、金・日
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項	幼児教育に関する先端研究	6時間×1日	5～7月の 土、日、祝
	小学校算数の研究	6時間×1日	8月第1～4週の 月、水、金

B大学

領域	講座名	時間数	開設日
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項	救急活動講座(養護教諭対象)	6時間×1日	5～7月の 土、日
	食育の指導法(栄養教諭対象)	6時間×2日 (セットで開講)	7・9月の 土・日
	小学校での英語教育講座	6時間×1日	12月第1～4週の 土、日、祝
	発達障害への対応	6時間×3日 (セットで開講)	8月第1～4週の 月～水、木～土

通信制大学

インターネットなどのメディアを通じ、随時「教育の最新事情に関する事項」・「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」について講習を開設します。



「予備講習」に係る手続きについて(平成20年度～22年度)

平成21年度の免許更新制実施前の平成20年度に文部科学大臣が指定した講習(以下予備講習)を受講し、履修認定を受けた者は、対象期間内に免許管理者に申請することにより、実施後の免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。

平成20年度

○各教員が平成21年3月31日までに授与された普通免許状又は特別免許状を持っている現職の教員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、臨任及び非常勤含む。以下「現職教員」とする。)で平成23年3月31日時点で満35歳、満45歳、満55歳であるかを確認する。

○各学校長が受講対象者であることの証明をする。

○各現職教員が「予備講習」を開設する各大学等に受講の申請をする。
○各大学等が受講者を決定。

○各大学等で「予備講習」を受講し、試験による成績審査により講習の履修認定を受ける。
○各大学等は履修認定された受講者に「予備講習履修証明書」を発行。

平成21・22年度

○各受講者が平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に「予備講習履修証明書」を添えて(予備講習を30時間以上履修していない者については、不足する分の免許状更新講習の履修証明書が必要。)、免許管理者(勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会)に免許状更新講習の受講免除の申請をする。

○申請を受けた各都道府県教育委員会が免許状更新講習の受講の免除を認定し、通知。
→これをもって修了確認を受けたものと同じ。
※ただし、申請時点においても現職教員である必要がある。

○以後は当該修了確認期限の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日が、次回の修了確認期限となります。

予備講習受講申込書様式(例)

(1) 免許更新講習の免除対象者向け様式

様式 A

(顔写真)

平成20年度 ○○大学 予備講習受講申込書
(※最初の修了確認期限が平成23年3月31日とする現職教員等で
 平成21年4月1日から平成23年1月31日の間に免許更新講習の免除を希望する者向け)

【受講者本人記入欄】

ふりがな 氏名		印	生年月日	昭和 年 月 日
受講対象者の区分 ※該当する区分にご記入ください。	①普通免許状又は特別免許状を持っている 校長(園長)・副校長(副園長)・教頭・ 主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・ 養護教諭・養護助教諭・講師 ※いずれかに○	(勤務校)		
	②指導主事・社会教育主事・その他 ※いずれかに○	(勤務先)		(職名)
現住所	(〒 -)		電話番号	
所持する 免許状	教諭 免許状		教科	特別支援教育領域
	教諭 免許状		教科	特別支援教育領域
	教諭 免許状		教科	特別支援教育領域

※ 所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

○ 受講希望科目について記載してください。

区分	講習の名称	開設日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		

【証明者記入欄】 ※ 受講対象者であることの証明のためご記入ください。(証明書類の添付でも可)

上記の者は以下の①、②いずれかに規定する受講対象者に該当する。
 ①国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長(園長)・副校長(副園長)・教頭・
 主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・講師
 ②指導主事・社会教育主事その他

平成 年 月 日 (証明者名) 印

(2) 免除対象者以外の者向け様式

様式 B

(顔写真)

平成20年度 ○○大学 予備講習受講申込書
(※最初の修了確認期限が平成23年3月31日以外とする者向け)

【受講者本人記入欄】

ふりがな 氏名		印	生年月日	昭和 年 月 日
勤務先			職名	
現住所	(〒 -)		電話番号	
所持する 免許状	教諭 免許状		教科	特別支援教育領域
	教諭 免許状		教科	特別支援教育領域
	教諭 免許状		教科	特別支援教育領域

※ 所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

○ 受講希望科目について記載してください。

区分	講習の名称	開設日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		

所属教員から依頼があった際は、ここに校長印等で証明して下さい。

教員免許更新制の実施にあたり各学校長に留意いただきたい事項

各学校の教員に対する下記の取組についてご協力をお願いいたします。

- ①教員免許更新制について各教員に理解促進を図っていただくこと。
- ②各教員に対して、修了確認期限、免許状更新講習の受講期間、及び受講できる講習等についての周知や、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の更新状況の確認等を行っていただくこと。
- ③各教員が免許状更新講習を受講するに際して、免許状更新講習の受講申込書にある、学校に所属する教員であることの証明をしていただくこと。
- ④免許状更新講習受講の際の服務は「職専免」での取扱いとしていただくこと。
- ⑤校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、および指導主事、社会教育主事等の職にある者についても、通常は修了確認を受けなければならないが、免許状更新講習の受講免除が可能とのこと。ただし、必ず各自が勤務地の免許管理者に対して受講免除の申請を行うことが必要であるため、該当の職にある者に周知していただくこと。
- ⑥「現職教員調査」及び「教員ニーズ調査」を全教員対象に予定しているため、各学校の全教員への回答を促し、また取り組める環境に配慮していただくこと。